

さいたま市^{りさい}罹災証明書・

被災届出受理証申請に係る手引き

本手引きでは、さいたま市における罹災証明書運用の基本情報や、申請に係る留意事項などをまとめています。

罹災証明書の申請にあたり、ご確認をお願いいたします。

【目次】

- ・ 1 罹災証明書・被災届出受理証の概要について 2
- ・ 2 罹災証明書・被災届出受理証の申請方法について 2
- ・ 3 被災状況の写真撮影について 3
- ・ 4 申請する証明書等の種類について 4
- ・ 5 自己判定方式（写真による判定）について 5
- ・ 6 被害認定調査の考え方について 6
- ・ 7 申請時のチェックリストについて 7
- ・ 8 被災者支援制度について 8
- ・ 9 大地震による住家被害が発生した場合の建物被害調査について（補足） 8
- ・ 別紙「被災届出書兼罹災証明書交付申請書様式」「委任状様式」

1 罹災証明書・被災届出受理証の概要について

自然災害により家屋に被害が発生した場合に、本市では、被災者の方からの申請に基づき被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書の交付を行っています。

罹災証明書とは

罹災証明書申請様式の
ダウンロード等は[こちら](#)⇒



【(1) 罹災証明書の概要】

罹災証明書は、各種被災者支援制度の適用の判断材料として活用されており、被災者の応急的・一時的な救済を目的に、災害により損傷した家屋について、市長が確認できる「程度の被害」を証明するものです。

罹災証明書の交付にあたっては、職員等が被害認定調査などを実施し、被害の程度を確認します。

※罹災証明書の申請を行っていただいた場合でも、罹災証明書の交付条件に合致しない場合には、「被災届出受理証」を交付しております。被災届出受理証については、以下の「被災届出受理証とは」をご覧ください。

【(2) 罹災証明書の対象者】

罹災証明書は、次に掲げる方を対象に交付しています。

- ①居住者であり、所有者（同居家族の所有・共有を含む）
- ②居住者（借家人）
- ③居住を伴わない所有者（同居家族の所有・共有を含む）
- ④管理者
- ⑤使用者

【(3) 罹災証明書の交付期間】

罹災証明書の交付期間は、災害発生日から原則6か月以内としています。

被災届出受理証とは

家屋が被災した場合であって、既に改修等により被害が確認できない場合や、家屋以外のものが被災した場合、被害の程度ではなく被災届出を受理したことを証明する被災届出受理証を交付することとしています。

【被災届出受理証を交付する事例】

- ・被災した家屋が既に改修済みであり、かつ被災写真等を記録しておらず、被害の事実を確認できない場合
- ・被災から相当程度の期間（6か月以上）が経過し、災害と被害との因果関係が確認できない場合
- ・門扉、給湯器、室外機、屋内外照明、家具、自動車、バイクなど家屋以外のものが被災した場合

2 罹災証明書・被災届出受理証の申請方法について

【(1) 申請場所】

被災した家屋等が所在する区の区役所の総務課

※火災被害の際に交付する「り災証明書」は、お住いの区の各消防署、出張所で受け付けております。

【(2) 申請方法】

区総務課窓口、または区総務課宛に郵送で、以下の必要書類を用意し、申請を行ってください。

【(3) 必要書類】

以下の書類をご準備いただき、申請をしてください。なお、申請に係る注意事項については、「7 申請時のチェックリストについて」にてご確認ください。

- ・被災届出書兼罹災証明書交付申請書（市ホームページまたは各区総務課窓口で入手可）
- ・本人確認書類の写し ・被害状況が分かる書類（写真等）※

※自己判定方式により罹災証明書を交付する場合は、提出が必須となります（自己判定方式を実施しない場合にはこの限りではございません）。

被災状況の写真の撮影にあたっては、「3 被災状況の写真撮影について」をご確認ください。

【(4) 区総務課問合せ先一覧】

部署名	電話	FAX	郵便番号	住所
西区総務課	620-2613	620-2760	331-8587	さいたま市西区西大宮三丁目4番地2
北区総務課	669-6013	669-6160	331-8586	さいたま市北区宮原町一丁目852番地1
大宮区総務課	646-3013	646-3160	330-8501	さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1
見沼区総務課	681-6013	681-6160	337-8586	さいたま市見沼区堀崎町12番地36
中央区総務課	840-6013	840-6160	338-8686	さいたま市中央区下落合五丁目7番10号
桜区総務課	856-6123	856-6270	338-8586	さいたま市桜区道場四丁目3番1号
浦和区総務課	829-6015	829-6233	330-9586	さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
南区総務課	844-7123	844-7270	336-8586	さいたま市南区別所七丁目20番1号
緑区総務課	712-1123	712-1270	336-8587	さいたま市緑区大字中尾975番地1
岩槻区総務課	790-0115	790-0260	339-8585	さいたま市岩槻区本町三丁目2番5号(ワッツ東館3・4階)

【(5) 申請の際の確認について】

申請の際には、「4 申請する証明書等の種類について」のフローチャートにて、交付対象となる証明書を事前にご確認ください。

3 被災状況の写真撮影について

被災した家屋の調査・判定に当たっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となります。

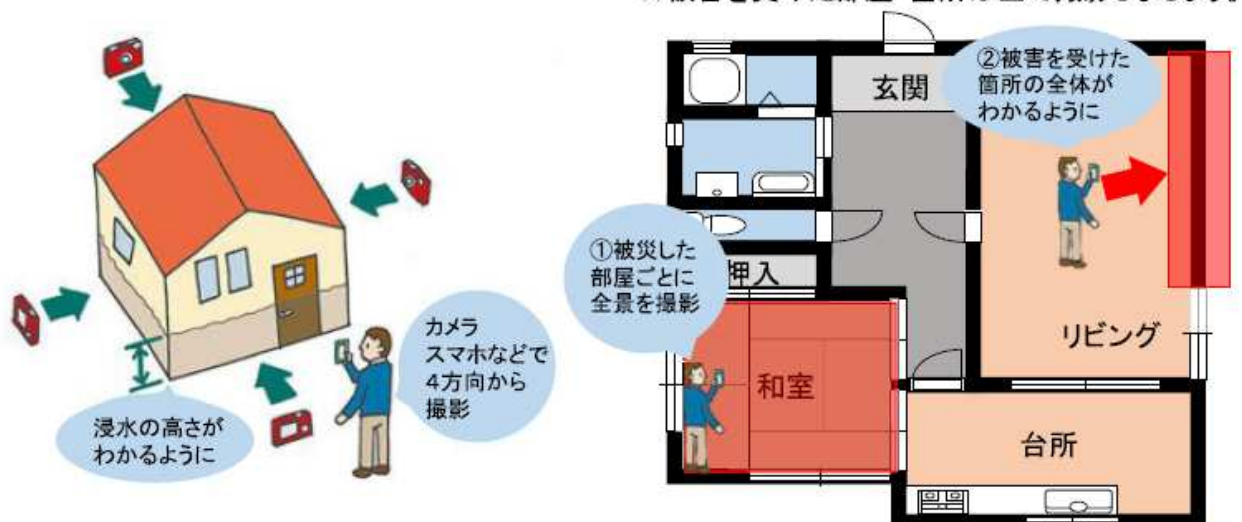
災害が収束し、身の安全が確保される状況になりましたら、片付けや修理の前に、自宅の被害状況を写真に撮って保存し、申請の際に併せて提出してください。

家の外の写真の取り方	家の中の写真の撮り方
<ul style="list-style-type: none"> カメラ・スマホなどなるべく4方向から撮るようにしましょう。 	①被災した部屋ごとの全景写真 ②被害箇所の「寄り」の写真 を撮影 想定される撮影箇所：内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

※浸水した場合は、家の外や中について、浸水の深さが分かるように写真を撮影しましょう。

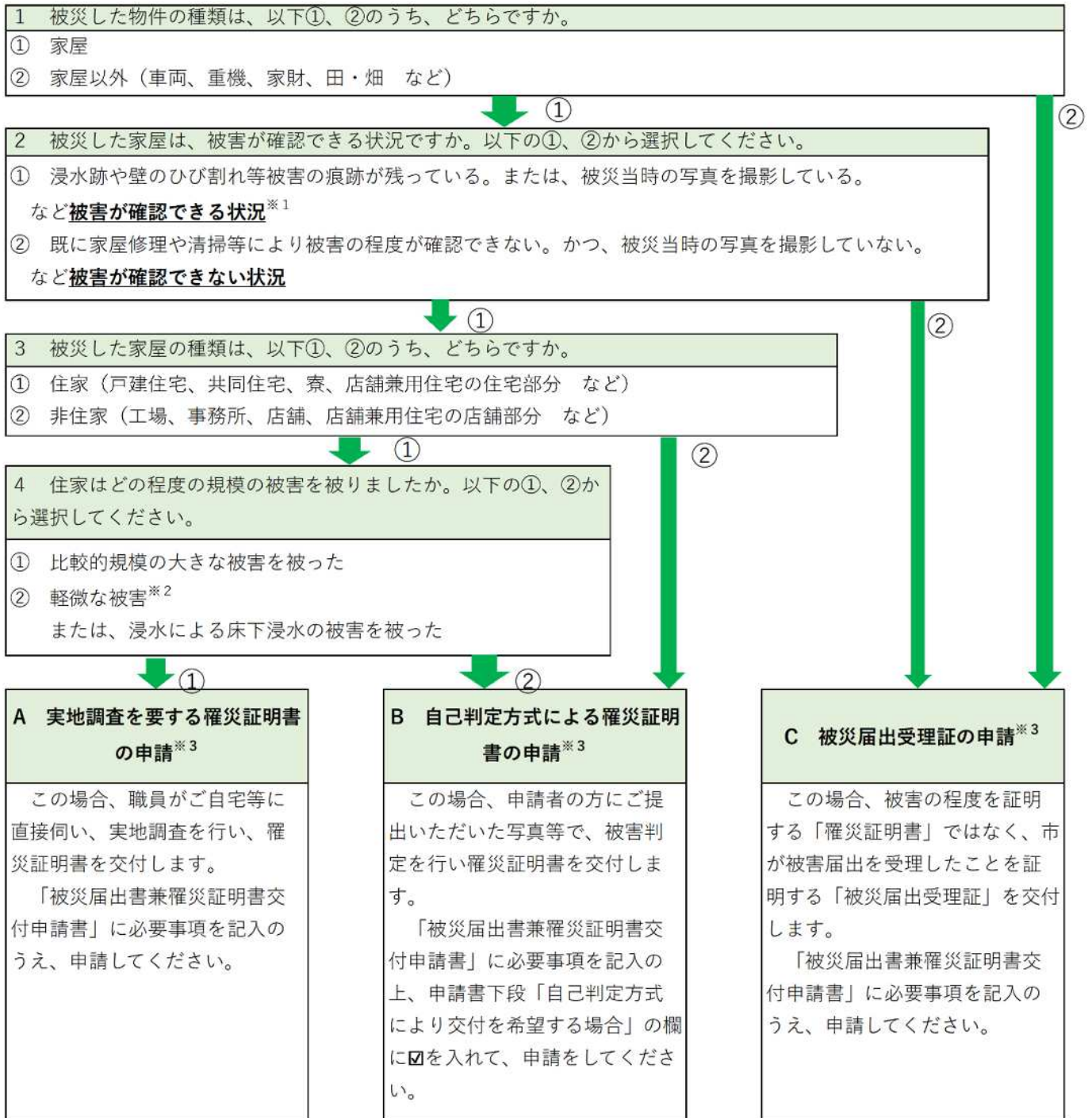
巻き尺などをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさがよく分かります。

<イメージ図>



4 申請する証明書等の種類について

被災した物件の種類や被害の程度により、交付される証明書の種類や調査の手法が異なります。本フローチャートで事前に確認し、申請してください。



※1 ①のうち、壁や屋根等の外観に損傷がない雨漏りによる被害の場合は、②を選択してください。

※2 軽微な被害の例は、以下の「【参考】軽微な被害の例」を確認ください。なお、ご自身で被害の程度を判断することが困難な場合には、①を選択してください。

※3 申請に際し、必要となる書類や注意事項については、「7 申請時チェックリストについて」を確認ください。

【参考：軽微な被害の例】

- ・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害 など

★軽微な被害の考え方等の詳細は、「5 自己判定方式（写真による判定）について」や、「6 被害認定調査の考え方について」にてご確認ください。

5 自己判定方式（写真による判定）について

本市では、住家の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に同意できる場合は、自己判定方式（写真による判定）※1を行います。

自己判定方式（写真による判定）では、実地調査（被害認定調査）を行いませんので、調査の順番待ちをする必要がありません。その分短時間で罹災証明書を交付することができます。

※1 非住家（工場・店舗等）または内水（下水道などから水が溢れる水害）による床下浸水の被害の場合は、調査員による実地調査は行わず、原則、自己判定方式（写真による判定）にて対応しております。

※1 住家の床上浸水の場合、調査結果は「準半壊に至らない（一部損壊）／浸水深 30cm 未満」になります。

※1 非住家の被害の場合、調査結果は、被害の程度にかかわらず、損壊の有無のみを証明します。

自己判定方式にて交付される罹災証明書の被害の程度とは

罹災証明書は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被害認定調査を実施し、「住家の損害割合」を計算し、その結果に応じて、「住家の被害の程度」を判定し、交付することとしています。

以下は、被害認定調査の結果、判定される「住家の被害の程度」と「住家の損害割合」を示した表です。

このうち自己判定方式の対象は、最も被害の程度の小さい「準半壊に至らない（一部損壊）」になります。

【「住家の被害の程度」と「住家の損害割合」の関係を示した表】

住家の被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
住家の損害割合	50%以上	50%未満～40%	40%未満～30%	30%未満～20%	20%未満～10%	10%未満



参考) 令和元年東日本台風の際のさいたま市の被害状況※2

住家の被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
住家の損害件数	2件	0件	1件	1件	26件	1,420件

※2 床上浸水が約 970 件発生しましたが、準半壊以上と判定された被害は 30 件でした。

軽微な被害の目安

被害の程度が軽微である場合、被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」となる可能性が高いため、被害状況がわかる写真をご提出いただくことで、自己判定方式により罹災証明書を交付することが可能です。

軽微な被害の目安※3

- ・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で、壁や屋根に亀裂が生じそこから雨が吹き込み、雨漏りが発生した被害※4
- ・大雨の影響で、床下に浸水が生じた被害
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害 など

※3 これらの被害が組み合わさることにより、被害の程度が大きくなる可能性があります。ご自身で被害の程度を判断することが困難な場合は、被害認定調査を活用してください。

※4 壁や屋根等の外観に損傷がない雨漏りは罹災証明書の対象とはなりません。その場合、被害の事実ではなく届出を受理したことを証明する被災届出受理証を交付します。

6 被害認定調査の考え方について

住家の被害認定とは、住家全体の被害の程度を判定するものです。

住家全体の被害の程度は、**部位別の損害割合**を計算し、それらを合計して算出します。

以下では、具体的な計算方法の例をお示しします。

$$\text{部位別の損害割合} = \text{損傷程度 (5段階)}^{*1} \times \text{部位での損傷面積割合}^{*2} \times \text{構成比}^{*3}$$

※1 損傷程度は、被害の度合いに応じ5段階で評価します。

程度	I	II	III	IV	V
損傷程度	10%	25%	50%	75%	100%

例) ・床板に汚損が見られる被害 ⇒ 損傷程度IIの被害
 ・床板に著しい不陸、折損の被害 ⇒ 損傷程度IVの被害

【参考】

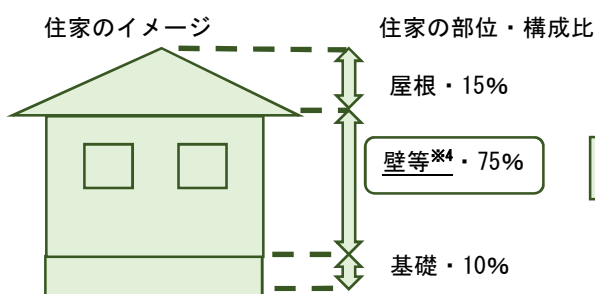
災害に係る住家の被害認定基準運用
 指針参考資料（損傷程度の例示）」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/nyouyou.html>

※2 部位での損傷面積割合は、屋根、壁などの各部位において、当該部位全体の面積のうち、
 損傷を受けた面積の割合です。

例) 床面積 100㎡のうち、損傷程度IIの被害面積が 20㎡、損傷程度IVの被害面積が 50㎡の場合、
 ・床における損傷程度IIの損傷面積割合 = [被害面積] 20㎡ ÷ [全体面積] 100㎡ = 20%
 ・ 損傷程度IVの損傷面積割合 = [被害面積] 50㎡ ÷ [全体面積] 100㎡ = 50%

※3 屋根、壁、基礎等部位の種類に応じ、住家全体に対しての構成比が設定されています。



※4 壁等については、更に詳細に構成比が設定

部位	構成比	部位	構成比
柱	15%	天井	5%
床	10%	建具	15%
外壁	10%	設備	10%
内壁	10%	—	—

例1) 床面積 100㎡のうち、損傷程度IIの被害面積が 20㎡、損傷程度IVの被害面積が 50㎡の場合

- ① 損傷程度II [25%] の損傷面積割合 = [被害面積] 20㎡ ÷ [全体面積] 100㎡ = 20%
 - ② 損傷程度IV [75%] の損傷面積割合 = [被害面積] 50㎡ ÷ [全体面積] 100㎡ = 50%
 - ③ ① [損傷程度II **25%**] × [床の損傷面積割合 **20%**] × [床の部位構成比 **10%**] = **0.5%**
 - ④ ② [損傷程度IV **75%**] × [床の損傷面積割合 **50%**] × [床の部位構成比 **10%**] = **3.75%**
- 住家の損害割合 = ③ + ④ = **4.25%**

例2) 屋根の面積に対し40%の瓦が落ち、内壁の面積に対し内壁合板の50%ずれている場合

- ⑤ 屋根「瓦がほぼ全面的にずれ、落下している(損傷程度IV [75%])」の損傷面積割合が 40%
 - ⑥ 内壁「内壁合板にずれが生じている(損傷程度II [25%])」の損傷面積割合が 50%
 - ⑦ ⑤ 屋根 [損傷程度IV **75%**] × [損傷面積割合 **40%**] × [屋根の部位構成比 **15%**] = **4.5%**
 - ⑧ ⑥ 内壁 [損傷程度II **25%**] × [損傷面積割合 **50%**] × [内壁の部位構成比 **10%**] = **1.25%**
- 住家の損害割合 = ⑦ + ⑧ = **5.75%**

7 申請時のチェックリストについて

□申請者は世帯主の方ですか。

※居住者への罹災証明書は原則、世帯員を掲載した内容を世帯主宛に交付します。

※法人による申請の場合には、氏名欄に会社名・代表者名を記入し、申請してください。

□本人確認書類が準備されていますか。

以下の身分証明書について、ご用意ください。

※代理人による申請の場合は、代理申請される方の身分証明書をご用意ください。

※法人代表者の方が申請される場合は、本人確認書類のほか代表者の資格証明書が必要です。

※市に居住をされており、住民票の登録が無い方については、本人確認書類のほか、被災場所に居住することが分かる書類（家屋の賃貸借契約書、居住者名で発行された公共料金の支払伝票 等）が必要です。

※居住を伴わない所有者については、本人確認書類のほか、登記簿謄本、納税証明書の写し等、家屋を所有することを証明する資料の提出が必要となります。

※家屋の管理者、使用者については、本人確認書類のほか、被災家屋との関係性の分かる書類（業務委託契約書、家屋の賃貸借契約書 等）が必要です。

※身分証明書については、以下のような「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」に基づいたものが必要です。

【身分証明書の種類について】

身分証明書の種類	身分証明書の例
1点でよいもの ・公的機関発行の <u>顔写真付</u> 身分証明書	・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（顔写真付） ・旅券（パスポート） ・在留カード、特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 など
2点必要なもの ・公的機関発行の <u>顔写真無</u> 身分証明書 ・法人が発行した身分証明書	・健康保険被保険者証 ・住民基本台帳カード（顔写真なし） ・印鑑登録証明書とその登録印 ・国民年金手帳 ・国民年金・厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ・共済組合員証 ・生活保護受給者証 ・学生証（顔写真付） など

□被災状況が分かる書類（写真等）が準備されていますか。

調査を円滑に進めるため、自己判定方式による調査を希望される場合は、写真の添付は必須となります。

また、被災状況が分かる書類（写真等）がなく、被害の程度が現地確認できない場合には、被害の事実ではなく届出を受理したことを証明する被災届出受理証を交付します。

【写真の撮影方法について】

被災物件	撮影の際の注意点
家屋 ^{※1}	「3 被災状況の写真撮影について」を参考にしてください。
車両 ^{※2}	（1）被災した車両の全景（ナンバープレートが残存している場合は、ナンバーが識別できるように撮影することが望ましい。） （2）車検証（車検証が残存している場合は、ナンバープレート及び車両名義人が確認できる箇所） 写真ではなく、車検証の写しでも可

※1 浸水被害の場合は、床面から何センチまで浸水しているか分かるように撮影（浸水跡などを巻き尺等と一緒に撮影）してください。

※2 「車両」のほか、家屋以外の被害については、「被災届出受理証」を交付しています。

□代理人による申請を行う場合、委任状は添付されていますか。

※同一世帯の親族の方が申請される場合は、委任状は不要です。

※法人で社員の方が申請する場合には、代表者が作成した委任状が必要になります。

8 被災者支援制度について

本市では、罹災証明書の被害の程度に応じて活用することが可能な各種支援制度があります。詳しい制度の活用条件等については、市ホームページから確認をしてください。

被災者支援制度の
ダウンロード等はこちら⇒



9 大地震による家屋被害が発生した場合の建物被害調査について（補足）

大地震による家屋被害が発生した場合、住家の被害認定調査のほかに、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定、被災宅地危険度判定といった建物被害調査が実施されることがあります。

また、すまいの損害保険や共済に加入している住宅が被災した場合、支払保険金の算定のため、調査員による損害状況及び損害額の調査が行われます。

これらの調査はそれぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、特に住家の被害認定調査と応急危険度判定は、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もありますので事前にご承知おきください。

※それぞれの調査の判定内容は関連しません。

【主な建物被害調査の一覧】

調査名	目的	判定内容	調査を行う人
住家被害認定調査	住家の被害の状況を調査し、住家に係る罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付する	住家の損壊割合（延べ床面積に占める損壊割合）の算出 【全壊・大規模半壊・半壊等】	主に行政職員
被災建築物応急危険度判定	被災建築物の倒壊危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定する	当面の使用の可否 【危険・要注意・調査済】	応急危険度判定士 （行政又は民間の建築士等）
被災度区分判定	被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行う	継続使用のための復旧の要否 【要復旧・復旧不可能等】	民間建築士等
被災宅地危険度判定	宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止する	監視警戒や応急対策の必要性の有無 【危険宅地・要注意宅地・調査済宅地】	被災宅地危険度判定士（宅地防災の経験を有する行政職員等）
地震保険損害調査	損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払う	損害割合、焼失又は流失した床面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害程度を認定 【全損・大半損・小半損・一部損】	損害保険会社社員又は損害保険登録鑑定人等
共済損害調査	共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払う	損害発生前の状態に復旧するために要する額を算出（※共済団体によって異なる。）	共済団体担当者又は鑑定人

⇒本調査が罹災証明書の交付に係る調査です。以下は、災害発生時に実施することが想定される他調査です

【問合せ先】 さいたま市 総務局 危機管理部 防災課 防災企画係

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL : 048-829-1126 FAX : 048-829-1978

メール : bosaika@city.saitama.lg.jp